

## 韓国における女性の政治参加

—選挙法の改正によるクオータ制度の強化と女性議員数の増加を中心に—

山 本 健太郎

- ① 韓国では、女性の政治参加拡大のため、クオータ制が導入されており、それによって近年の国会議員選挙、地方選挙では女性議員数が増加傾向を見せている。
- ② 女性の政治参加拡大のための法制度として、政党は比例代表の候補者の50%以上を女性にしなければならないというクオータ制に加え、30%以上の選挙区で女性の候補者を公認するよう努力しなければならないことが公職選挙法に規定されている。また、選挙区で一定以上の女性を公認した政党に支給される政党助成金として、女性公認補助金が政治資金法に規定されている。これらの制度は、数次の改正を経て、強化されてきた。
- ③ 2004年の国会議員選挙では、比例代表における50%のクオータ制の効果で、女性議員が大幅に増加した。また、2008年の国会議員選挙では、選挙区で当選した女性議員が増え、候補者数も倍増した。前回の選挙における比例代表選出議員が選挙区に立候補して当選する道が開かれたことは、2008年の国会議員選挙の一つの成果として評価されている。
- ④ 女性議員は数が増加しただけでなく、その国会活動に対しても、高い評価を受けている。女性議員は、男性議員よりも、法案の発議件数が多く、女性議員が増加したことにより女性関連法案の発議件数が増加したことが指摘されている。
- ⑤ 一方、政府においては、李明博政権下では、閣僚等に女性の数が少なく、多くの女性長官や女性初の国務総理が誕生した盧武鉉前政権と比べ、政治的要職における女性の比重が後退したとの指摘がある。
- ⑥ 各政党は、30%以上の選挙区で女性の候補者を公認するよう努力しなければならないという公職選挙法の規定にもかかわらず、選挙区における女性候補者の公認に積極的ではない。一方で、各党は、党の規則に、党の幹部に女性が含まなければならないことなど、女性の政治参加に留意した規定を置いている。また、2007年の大統領選挙に先立ち、各党が行った大統領候補者を選出する党内予備選挙には、女性も立候補したが、いずれも落選した。
- ⑦ 地方議会においても、国会と同様、クオータ制の効果により、比例代表選出の女性議員は多いが、選挙区選出の女性議員は少ない状況である。とはいえ、直近の2006年の統一地方選挙では、女性の進出が目立った。
- ⑧ 女性の政治参加拡大のための法制度は、このように、一定の効果を挙げたものの、依然として、韓国の国会議員における女性比率は、世界水準と比べれば低い状況にある。その理由として、50%のクオータ制が導入されている比例代表部分の議席数は、全体の2割以下に過ぎず、その効果は限定的なものにとどまらざるを得ないことや、30%以上の選挙区における女性候補者の公認が努力規定に過ぎないことなどが考えられる。

# 韓国における女性の政治参加 — 選挙法の改正によるクオータ制度の強化と女性議員数の増加を中心に —

国会レファレンス課 山本 健太郎

## 目 次

はじめに

### I 女性の政治参加拡大のための法制度

- 1 現行制度
- 2 制度の導入・変容過程

### II 女性の政治参加の現状

- 1 国会
- 2 閣僚等
- 3 政党
- 4 地方自治体

### III 女性の政治参加をめぐる課題

- 1 比例代表部分の割合の低さ
- 2 選挙区における女性候補者の少なさ

おわりに

## はじめに

日本の国会議員における女性比率は、衆議院 478 名<sup>(1)</sup>中 44 名<sup>(2)</sup> (9.2%)、参議院 242 名中 44 名<sup>(3)</sup> (18.2%) であり、IPU (Inter-Parliamentary Union: 列国議会同盟) における日本の順位は、2009 年 5 月末時点で、105 位となっている<sup>(4)</sup>。日本の女性議員比率は主要先進国の中で最低水準との指摘がある<sup>(5)</sup>。

そうした中、女性の政治参画を超党派で推進しようという動きも起こっており、議員や候補者の一定割合以上を女性とするクォータ制の導入についても議論されている<sup>(6)</sup>。

本稿では、クォータ制を導入して女性議員数が増加した韓国における女性の政治参加についての紹介を試みる<sup>(7)</sup>。韓国では、女性の政治参加拡大のため、クォータ制が導入されている。この制度は 2000 年に初めて導入され、その後、数次の改正を経て強化されてきた。その間、行われた国会議員選挙、地方選挙では女性議員数

が増加傾向を見せている。この韓国のクォータ制は、注目すべき事例として紹介されることもある<sup>(8)</sup>。以下では、韓国のクォータ制の概要や近年の選挙における女性の政治進出の状況などについて、述べていくこととする。

## I 女性の政治参加拡大のための法制度

### 1 現行制度

韓国では、公職選挙法、政党法、政治資金法の三法が「政治関係法」と言われ、政治に関する事項を扱っている。そこでは、女性の政治参加拡大のために、以下のような法制度が導入されている。

#### (1) クォータ制

クォータ制とは、候補者の一定割合以上を女性にしなければならないという制度で、公職選挙法で規定されている。以前は政党法に規定されていたが、2005 年の改正で選挙法に移管された<sup>(9)</sup>。

(1) 欠員は除く。

(2) 衆議院ホームページ「党派別所属議員数」平成 21 年 5 月 21 日現在〈[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_annai\\_nsf/html/statics/syu/kaiha\\_m\\_danjo.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_annai_nsf/html/statics/syu/kaiha_m_danjo.htm)〉

(3) 参議院ホームページ「党派別所属議員数」平成 21 年 6 月 14 日現在〈<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/171/giinsu.htm>〉

(4) Inter-Parliamentary Union, *Women in National Parliaments*, 31 May 2009. 〈<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif310509.htm>〉

(5) 「女性議員増えない、衆院 9.4%、なお「男社会」(永田町インサイド)」『日本経済新聞』2009.5.14, 夕刊。

(6) 同上。なお、女性の政治代表とクォータ制に関する研究は、現在、世界の女性政治学者の最も注目を集めている研究テーマの一つであるとされるが、日本の政治学では、正面から採り上げられてこなかったという指摘がある。衛藤幹子「女性の過少代表とクォータ制度—特定集団の政治的優先枠に関する考察」『法学志林』104 (4), 2007.3, p.6.

(7) 韓国における女性の政治参加については、山本健太郎「韓国における女性の政治参加 (短報)」『レファレンス』651 号, 2005.4, pp.82-90. でも紹介したが、本稿では、その後の法改正や選挙の結果などを踏まえた現状を紹介する。

(8) 辻村みよ子「政治参画とジェンダー—クォータ制の合憲性を中心に」川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー』(ジェンダー法・政策研究叢書 第 8 卷) 東北大学出版会, 2007, pp.5-11. は、政治分野におけるポジティブ・アクション(数値目標などを定めた格差是正のための積極的な改善措置)の一類型としてクォータ制を取り上げ、①憲法改正(及び法律)による強制、②法律による強制、③政党による自発的クォータ制の 3 グループに分類している。韓国のクォータ制は②に当たり、注目すべき例として紹介されている。

(9) このときの改正については、白井京「韓国の女性関連法制—男女平等の実現に向けて」『外国の立法』226 号, 2005.11, p.106. 参照。

(10) 韓国の国会は一院制で、任期は 4 年、解散はなく、選挙制度は小選挙区比例代表並立制が採用されている。

政党は、国会議員選挙<sup>(10)</sup>、地方議員選挙<sup>(11)</sup>とも、比例代表候補者の50%以上は女性を公認しなければならず、候補者名簿の順位の奇数を女性としなければならない（公職選挙法第47条第3項）。地方議員選挙では、これに違反すると、選挙管理委員会は候補者登録を受理できず（同第49条第8項）、候補者登録をした後で、女性候補者の比率と順位に違反した事態が生じた場合、候補者登録が無効となると定められている（同第52条第1項第2号）。また、選挙区については、国会議員選挙、地方議員選挙とも、政党は、30%以上の選挙区において女性を公認するよう努力しなければならないことが規定されている（同第47条第4項）。

## (2) 女性公認補助金

女性公認補助金は、選挙区で一定以上の女性を公認した政党に国庫から支給される政党助成金であり、政治資金法で規定されている。

国会議員選挙、地方選挙がある年度には、女性公認補助金として、最近実施された国会議員選挙の有権者総数に100ウォン<sup>(12)</sup>をかけた金額が予算に計上されることになっている（政治資金法第26条第1項）。

配分方法は次のとおりである（同第2項）。

### ①女性候補者を30%以上の選挙区で公認した政党があった場合

50%を支給当時の政党別国会議席数の比率、残りの50%を最近実施された国会議員選挙における得票率<sup>(13)</sup>により配分

### ②女性候補者を30%以上の選挙区で公認した政党がなかった場合

a. 15%以上30%未満の選挙区で女性候補者を公認した政党には、女性公認補助金総

額の50%を①の基準により配分

b. 5%以上15%未満の選挙区で女性候補者を公認した政党には、女性公認補助金総額の30%を①の基準により配分

配分方法について、以下の点に留意する必要がある。

第1に、単純に選挙区における女性候補者の比率で配分されるわけではない点である。政党間の配分の基準は、国会における議席数の比率と国会議員選挙における得票率となっている。

第2に、各党の選挙区における女性候補者の比率によって、支給される補助金の総額が変動する点である。

第3に、地方選挙の場合にも、国会における議席数の比率と国会議員選挙における得票率に応じて配分される点である。なお、地方選挙の場合には、広域自治体議会、基礎自治体議会の2種類があるため、女性公認補助金は、それぞれ総額の50%ずつ配分されることが規定されている。

2006年の統一地方選挙における支給額は、表2のとおりである。ハンナラ党<sup>(14)</sup>のみが広域自治体議会の5～15%の選挙区において、女性候補者を公認した。30%以上の選挙区で、女性候補者を公認した政党がなかったため、上記②の基準で配分されることとなった。aの15%以上30%未満を公認した政党もなかった。bの5%以上15%未満を公認した政党は、ハンナラ党のみであったため、広域自治体議会分の女性公認補助金の30%に当たる約5億3400万ウォンが、ハンナラ党に支給された。

一方、基礎自治体議会では、開かれたウリ党、

(11) 韓国の地方自治体は、広域自治体（特別市、広域市、道、特別自治道）と基礎自治体（自治区、市、郡）からなる。4年ごとの統一地方選挙において、各自治体の首長、議員が選出される。広域自治体議会、基礎自治体議会とも、議員の選挙では選挙区と比例代表を組み合わせた選挙制度が採用されている。韓国の地方自治体の選挙制度については自治体国際化協会編『韓国の地方自治』自治体国際化協会、2008、pp.53-55。参照。

(12) 1ウォン＝約0.08円（2009年6月現在）。

(13) 比例代表と選挙区において当該政党が得票した得票数比率の平均。

(14) 本稿で言及する韓国の主要政党については、表1参照。

表1 韓国の主要政党

政党名	概要
ハンナラ党	現在の李明博（イ・ミョンバク）政権の与党。1997年11月に金泳三（キム・ヨンサム）政権の与党であった新韓国党を中心に結成された保守政党。慶尚道に基盤を持つ。
民主党	現在の野党第一党。盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権の与党であった開かれたウリ党の流れを汲み、大統合民主新党、統合民主党を経て民主党へと再編された。全羅道に基盤を持つ。
自由先進党	2007年12月の大統領選挙で落選した李会昌（イ・フェチャン）氏を中心として、2008年2月結成。忠清道に基盤を持つ。
民主労働党	労働組合の二大ナショナルセンターのひとつである全国民主労働組合総連盟（民主労総）を基盤として、2000年1月結成。
創造韓国党	会社社長だった文国現（ムン・グッキョン）氏を中心として、2007年10月結成。
親朴連帯	2008年3月、ハンナラ党内で朴槿恵（パク・クネ）氏を支持し、4月の総選挙での公認を得られなかった議員らを中心に結成。総選挙後、比例代表選出議員を除きハンナラ党に復党。

（出典） 筆者作成

表2 2006年統一地方選挙における女性公認補助金の支給額

（単位：ウォン）

	ハンナラ党	開かれたウリ党	民主労働党	計
広域自治体議会	533,947,450			533,947,450
基礎自治体議会	234,759,730	263,601,290	35,586,430	533,947,450
計	768,707,180	263,601,290	35,586,430	1,067,894,900

（出典） 中央選挙管理委員会「補助金支給公告」2006.5.18.等を基に筆者作成

表3 2008年国会議員選挙における女性公認補助金の支給額

（単位：ウォン）

ハンナラ党	統合民主党	民主労働党	計
475,176,850	592,718,060	1,779,824,850	2,847,719,760

（出典） 中央選挙管理委員会「報道資料」2008.3.27.を基に筆者作成

ハンナラ党、民主労働党の3党が5～15%の選挙区において、女性候補者を公認した。広域自治体議会と同じく、30%以上の選挙区で、女性候補者を公認した政党がなかったため、上記②の基準で配分されることとなった。aの15%以上30%未満を公認した政党もなかった。bの5%以上15%未満を公認した政党は、開かれたウリ党、ハンナラ党、民主労働党の3党であったため、基礎自治体議会分の女性公認補助金の30%が、その3党に、当時の国会における議席数の比率と直近の国会議員選挙である第17代国会議員選挙における得票率に応じて、配分された。その結果、開かれたウリ党に約2億6400万ウォン、ハンナラ党に約2億3500万ウォン、民主労働党に約3600万ウォンが支給された。

2006年の統一地方選挙では、広域、基礎自治体議会のいずれも、5～15%の選挙区において、女性候補者を公認した政党しかなかったた

め、女性公認補助金の総額のうち、30%が支給されることとなった。女性公認補助金が全額支給される場合には、広域、基礎自治体議会合わせて約35億6000万ウォンが支給されるどころ、その30%の約10億6800万ウォンが支給されたのである。

2008年の国会議員選挙における支給額は、表3のとおりである。選挙区における各党の女性候補者数は民主労働党46名（18.7%）、ハンナラ党18名（7.3%）、統合民主党15名（6.1%）であった。30%以上の選挙区で、女性候補者を公認した政党がなかったため、上記②の基準で配分されることとなった。aの15%以上30%未満を公認した政党は民主労働党のみであったため、民主労働党には女性公認補助金の総額の50%である約17億8000万ウォンが支給された。bの5%以上15%未満を公認した政党は、ハンナラ党、統合民主党の2党であり、女性公認補助金総額の30%が、当時の国会における議席



数の比率と直近の国会議員選挙である第17代国会議員選挙における得票率に応じて配分された。その結果、ハンナラ党に約4億8000万ウォン、統合民主党に約5億9000万ウォンが支給された。なお、平和統一家庭党は15%以上の37選挙区で女性候補者を公認したが、国会に議席がなく第17代国会議員選挙に参加していなかったため、支給対象とならなかった<sup>(15)</sup>。

2008年の国会議員選挙では、15～30%の選挙区で女性候補者を公認した政党と5～15%の選挙区で女性候補者を公認した政党とがあったため、女性公認補助金が総額の80% (50%+30%) の約28億4800万ウォンが支給されたのである。

2006年の統一地方選挙、2008年の国会議員選挙では、いずれも、30%以上の選挙区で、女性候補者を公認した政党がなかったため、上記①の基準は適用されることがなかった。もし、30%以上の選挙区で、女性候補者を公認した政党があった場合には、上記①の基準が適用され、その政党間で、女性公認補助金の総額(100%)が、国会における議席数の比率と国会議員選挙における得票率に応じて配分されることになる。その場合は、上記②の基準は適用されず、30%未満の選挙区で女性候補者を公認した政党には、補助金が支給されないことになる。

なお、女性公認補助金は、選挙の候補者登録締切日後、2日以内に政党に支給されることになっている(同第3項)。

また、女性公認補助金は女性候補者の選挙経費に使わなければならないことが規定されており(同第28条第3項)、違反すると、用途制限以外の用途に使用した補助金の2倍が減額されることが規定されている(同第29条第4号)。

### (3) 政党助成金の用途制限

政治資金法では、政党助成金として、国庫から毎年支給される経常補助金のうち、10%以

上を、女性の政治的発展のために使用しなければならず(政治資金法第28条第2項)、違反すると、用途制限以外の用途に使用した補助金の2倍が減額されることが規定されている(同第29条第3号)。

## 2 制度の導入・変容過程

前節で、現行制度について説明したが、最初からこうした制度であったわけではない。表4に示したように、数次の改正を経て、制度が強化されてきた。

最初にクオータ制が導入されたのが2000年の政党法改正である。この時は、比例代表の候補者の30%以上を女性としなければならないとされたが、罰則規定がなかったため、法改正後の2000年の国会議員選挙では、この規定を守らない政党も多く、効果は限定的であった。

その後、比例代表における女性候補者の割合が50%以上へと引き上げられた。さらに、拘束名簿において、当選可能な順位に女性を登載するよう、名簿順位の奇数順位を女性とすることが義務付けられた。

一方で、30%以上の選挙区において女性候補者を公認することが努力義務となった。

そのインセンティブとして、女性公認補助金が、2002年の政治資金法改正によって導入された。導入当初は、30%以上の選挙区で女性候補者を公認した政党に支給することのみが規定されていた。しかし、その後の選挙でこの条件を満たした政党がなかったため、支給実績がなかった。

2005年の法改正によって、現行規定のように支給要件が緩和され、2006年の地方選挙や2008年の国会議員選挙において、実際に支給されるようになった。

なお、こうした法制度の導入・強化の背景には、女性団体による運動があったことが指摘されている<sup>(16)</sup>。

(15) 中央選挙管理委員会「報道資料」2008.3.27, p.2.

表 4 女性の政治参加拡大のための法制度の推移

		改正年と改正内容				
		2000年	2002年	2004年	2005年	
クオータ制	公職選挙法*	比例代表	国会議員、広域自治体議会議員について候補者の30%以上に女性を公認することを規定。罰則規定なし。	広域自治体議会議員について女性候補者の割合を50%以上に引き上げ。名簿順位の2名に1名は女性とすることを義務付け。違反した場合は候補者登録無効に。	国会議員についても女性候補者の割合を50%以上に引き上げ。	国会議員、地方議員とも、候補者名簿の順位の奇数を女性とすることを義務付け。地方議員についてはこれに違反した場合、候補者登録を受理しないことを規定。
		選挙区		広域自治体議会議員について30%以上の選挙区において女性を公認することを努力義務に。	国会議員についても30%以上の選挙区において女性を公認することを努力義務に。	
政党助成金	政治資金法	女性公認補助金		広域自治体議会議員について30%以上の選挙区において女性を公認した政党に支給することを規定。	国会議員についても30%以上の選挙区において女性を公認した政党に支給することを規定。	国会議員、地方議員とも、30%以上の選挙区において女性を公認した政党がなかった場合、15%以上30%未満を公認した政党には50%、5%以上15%未満を公認した政党には30%を配分して支給することを追加。
		政党助成金の用途制限			経常補助金の10%を女性の政治的発展のために使うことを義務付け。	

\* 2005年改正により政党法から移管  
(出典) 筆者作成

## II 女性の政治参加の現状

### 1 国会

(1) 国会議員選挙における女性当選者数の推移  
韓国における1987年の民主化後の、国会議員選挙での女性当選者数の推移は表5-1のとおりである。特に第17代国会議員(任期は2004~2008年)を選出した2004年の国会議員選挙で大幅に増加しているのが分かる。特に比例代表は半数以上が女性となったことが注目さ

れる。これは、前述した比例代表の候補者の50%以上を女性にしなければならないというクオータ制の効果である。

直近の第18代国会議員(任期は2008~2012年)を選出した2008年の国会議員選挙では、選挙区、比例代表合わせて41名の女性議員が当選し、女性比率は13.7%となった。前回2004年の国会議員選挙に比べ、微増となったが、これは、選挙区当選の女性議員が、前回の10名(4.1%)から14名(5.7%)に増加したためである。

(16) 高安雄一「韓国における女性の国会への参画推進と我が国への示唆点」『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国—』内閣府男女共同参画局, 2008, pp.142-143. <<http://www.gender.go.jp/research/sekkyoku/h19shogaikoku/sec4.pdf>>; 春木育美『現代韓国と女性』新幹社, 2006, pp.108, 154; 白井 前掲注(9), pp.106-107. 韓国における女性運動の展開については山下英愛「韓国における女性運動の現状と課題」『東西南北』2007, pp.30-45; 김경희 (キム・ギョンヒ) 「여성운동 20년의 성과와 과제」(女性運動20年の成果と課題) 『젠더리뷰』(ジェンダーレビュー) 5, 2007. 夏, pp.46-50; 허성우 (ホ・ソンウ) 「민주화 항쟁 20년과 여성」(民主化抗争20年と女性) 『이슈브리프』(イシューブリーフ) 07-11, 2007.6.20. などが詳しい。

表 5-1 国会議員選挙における男女別当選者数

選挙年	国会	選挙区				比例代表				計			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1988	第13代	224	0	224	0.0%	69	6	75	8.0%	293	6	299	2.0%
1992	第14代	237	0	237	0.0%	59	3	62	4.8%	296	3	299	1.0%
1996	第15代	251	2	253	0.8%	39	7	46	15.2%	290	9	299	3.0%
2000	第16代	222	5	227	2.2%	35	11	46	23.9%	257	16	273	5.9%
2004	第17代	233	10	243	4.1%	27	29	56	51.8%	260	39	299	13.0%
2008	第18代	231	14	245	5.7%	27	27	54	50.0%	258	41	299	13.7%

(出典) 『国会議員選挙総覧(第13代～第18代)』中央選挙管理委員会等を基に筆者作成

表 5-2 国会議員選挙における男女別候補者数

選挙年	国会	選挙区				比例代表				計			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1988	第13代	1,032	14	1,046	1.3%	160	13	173	7.5%	1,192	27	1,219	2.2%
1992	第14代	1,033	19	1,052	1.8%	138	16	154	10.4%	1,171	35	1,206	2.9%
1996	第15代	1,368	21	1,389	1.5%	139	22	161	13.7%	1,507	43	1,550	2.8%
2000	第16代	1,007	33	1,040	3.2%	107	32	139	23.0%	1,114	65	1,179	5.5%
2004	第17代	1,109	66	1,175	5.6%	99	91	190	47.9%	1,208	157	1,365	11.5%
2008	第18代	987	132	1,119	11.8%	105	83	188	44.1%	1,092	215	1,307	16.4%

(出典) 『国会議員選挙総覧(第13代～第18代)』中央選挙管理委員会等を基に筆者作成

同時に注目すべきは、選挙区における女性の候補者数の増加である(表5-2参照)。前回2004年の選挙の66名(5.6%)から、132名(11.8%)へと倍増した。これは、女性公認補助金の支給要件が緩和されたこともあり、各党が選挙区で以前より多くの女性を公認するようになったことが影響していると考えられる<sup>(17)</sup>。

ただし、女性議員が増加したとはいえ、IPUにおける女性議員比率の順位は、2008年の国会議員選挙後の2008年4月末時点で、83位であり<sup>(18)</sup>、女性比率も世界平均18.0%<sup>(19)</sup>に比べて低い水準であった。この状況は、その後においても大きな変化はない<sup>(20)</sup>。

女性議員が、以前より増加したものの、ま

だ低い水準にあるのは、後述するように、比例代表部分において50%のクォータ制を導入しているものの、比例代表部分の議席数は、全体の2割以下に過ぎず、その効果が限定的にしか表われないこと、一方で、選挙区では女性の候補者が少なく、当選者も少ないことがその要因である。特に、選挙区選出の女性議員が5.7%と低い水準にあることに留意する必要がある。

## (2) 2008年の国会議員選挙における女性議員の特徴

このほか、女性と政治の関係において、2008年の国会議員選挙にはいくつかの特徴がある<sup>(21)</sup>。ここでは、以下の5点に整理してみたい<sup>(22)</sup>。

(17) 国会に議席は持っていないが、平和統一家庭党が選挙区で37名の女性候補者を公認したことも、選挙区における女性候補者数の増加につながったとされている。金元洪(キム・ウォンホン)「18대 총선과 여성: 성과와 향후 과제」(18代総選挙と女性: 成果と今後の課題)韓国女性政策研究院編『18대 총선과 여성: 성과와 향후 과제』(제45차 여성정책포럼 자료)(18代総選挙と女性: 成果と今後の課題(第45次女性政策フォーラム資料))韓国女性政策研究院, 2008, p.7.

(18) Inter-Parliamentary Union, *Women in National Parliaments*, 30 April, 2008. <<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif300408.htm>>

(19) Inter-Parliamentary Union, *Women in National Parliaments*, 30 April, 2008. <<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/world300408.htm>>

(20) 世界平均が18.4%に上昇している中、韓国は87位に順位を後退させている。前掲注(4); Inter-Parliamentary Union, *Women in National Parliaments*, 31 May 2009. <<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/world310509.htm>>

(21) 2008年の国会議員選挙における女性の進出状況を紹介した日本語の記事として次の記事がある。原麻里子「韓国総選挙にみるジェンダー・クォータ制」『東京新聞』2008.9.9.



第1に、2004年の選挙の際には比例代表で当選した議員が、選挙区で立候補して当選するパターンが見られたことである。韓国では、比例代表選出の議員は、慣例的に原則一期限りとされており<sup>(23)</sup>、引き続き国会議員となるためには、選挙区で立候補する必要がある。前回の選挙において、比例代表で当選した女性議員のうち17名が、2008年の選挙では、選挙区から立候補し、このうち、5名が当選した<sup>(24)</sup>。このように、比例代表選出の女性議員が、次の選挙では選挙区から立候補するという道が開かれたことは、2008年の選挙の一つの成果として評価されている<sup>(25)</sup>。女性団体からは、議会活動の経験がある比例代表選出の女性議員が、次の国会議員選挙では選挙区で立候補することを定例化することを求める声も上がっている<sup>(26)</sup>。

第2に、女性の多選議員が増加したことである。

韓国では、何度も当選回数を重ねる多選議員はそれほど多いわけではないが、女性の多選議員は特に少なかった<sup>(27)</sup>。これは、前述したように、選挙区選出の女性議員が少ない一方、比例代表選出の議員は慣例的に原則一期限りであり、比例代表選出が多い女性議員は当選回数

表6 2008年国会議員選挙後の当選回数別議員数とその比率

当選回数	全体	比率	女性	比率
1回	134	45%	27	66%
2回	89	30%	8	20%
3回	45	15%	3	7%
4回	19	6%	3	7%
5回	7	2%	0	0%
6回	4	1%	0	0%
7回	1	0%	0	0%
合計	299	100%	41	100%

(出典) 『東亜日報』2009.4.11; 国会女性委員会『女性政治家の経歴持続性向上方案』国会女性委員会, 2009, p.65. を基に筆者作成

を重ねることが難しかったためである。

表6に示したように、女性議員41名のうち、当選1回の議員が27名(66%)おり、複数回当選した女性議員はわずかである。また、第17代国会の女性議員43名<sup>(28)</sup>のうち、2008年の国会議員選挙で当選したのは12名(28%)に過ぎず<sup>(29)</sup>、継続して議員となった女性は少ない。

そうした中、2008年の国会議員選挙では、当選回数が4回と3回の女性議員がそれぞれ3名ずつ誕生し、これまでよりは女性の多選議員が増加することになった<sup>(30)</sup>。特にハンナラ党の代表も務めた朴槿恵(パク・クネ)議員は選挙区において4回当選しているのが目につく<sup>(31)</sup>。朴槿恵議員は2007年の大統領選挙を前

(22) ここでは主に金 前掲注(17), pp.10-15.を参考に、2008年の国会議員選挙の特徴をまとめた。

(23) 高安 前掲注(16), p.147.

(24) 金 前掲注(17), p.10. なお、当選した5名は大半が党の代弁人などマスコミから注目を受けていた候補者であったとの指摘がある。金元洪ほか『18대 총선 여성후보자에 대한 미디어의 보도태도와 개선방안』(18代総選挙女性候補者に対するメディアの報道態度と改善方案)韓国女性政策研究院, 2008, pp.232, 235.

(25) 金 同上, p.10; 原 前掲注(21)

(26) 金 同上

(27) 金元洪ほか『해방 후 한국여성의 정치참여 현황과 향후 과제』(解放後韓国女性の政治参加現況と今後の課題)韓国女性開発院, 2001, pp.46-47.

(28) 第17代国会議員を選出した2004年の国会議員選挙で当選した女性議員は39名であったが、その後、比例代表議員の交代があり、4名増加し、第17代国会の任期満了時には43名(14.4%)となっていた。国会女性委員会『여성정치인의 경력 지속성 향상 방안』(女性政治家の経歴持続性向上方案)国会女性委員会, 2009, p.92; 「오늘과 내일」정치와 여성 사이」(「今日と明日」政治と女性の間)『東亜日報』2008.2.20. そのため、第18代国会議員選挙で41名の女性が当選したことは、第17代国会議員選挙の39名よりは2名増加したものの、第17代国会の任期満了時の女性議員数からは、2名減ったことになる。国会女性委員会 同上, p.65.

(29) 国会女性委員会 同上, pp.92-93.

(30) 「4·9 총선 / 당선자 분석」(4・9総選挙 / 当選者分析)『文化日報』2008.4.10; 金 前掲注(17), p.11; 原 前掲注(21)

表7 2008年国会議員選挙の地域別当選者・候補者数

		当選者				候補者			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
首都圏	ソウル市	40	8	48	16.7%	196	37	233	15.9%
	仁川市	12	0	12	0.0%	50	7	57	12.3%
	京畿道	47	4	51	7.8%	194	34	228	14.9%
		99	12	111	10.8%	440	78	518	15.1%
湖南	光州市	8	0	8	0.0%	34	4	38	10.5%
	全羅南道	12	0	12	0.0%	51	4	55	7.3%
	全羅北道	10	1	11	9.1%	52	3	55	5.5%
		30	1	31	3.2%	137	11	148	7.4%
忠清	大田市	6	0	6	0.0%	31	1	32	3.1%
	忠清南道	10	0	10	0.0%	43	4	47	8.5%
	忠清北道	8	0	8	0.0%	35	5	40	12.5%
		24	0	24	0.0%	109	10	119	8.4%
済州	済州道	3	0	3	0.0%	13	2	15	13.3%
		3	0	3	0.0%	13	2	15	13.3%
嶺南	釜山市	18	0	18	0.0%	64	12	76	15.8%
	蔚山市	6	0	6	0.0%	20	4	24	16.7%
	慶尚南道	17	0	17	0.0%	72	6	78	7.7%
	大邱市	11	1	12	8.3%	38	5	43	11.6%
	慶尚北道	15	0	15	0.0%	55	3	58	5.2%
		67	1	68	1.5%	249	30	279	10.8%
江原	江原道	8	0	8	0.0%	39	1	40	2.5%
		8	0	8	0.0%	39	1	40	2.5%
合計		231	14	245	5.7%	987	132	1,119	11.8%

(出典) 『国会議員選挙総覧 (第18代)』中央選挙管理委員会, 2008, p.260. を基に筆者作成

にしたハンナラ党の大統領候補者選挙で、現大統領の李明博(イ・ミョンバク)氏に惜敗したものの、女性大統領の可能性を示唆したとして、女性政治家の代表的人物として知られている<sup>(32)</sup>。

第3に、当選者数や候補者数の女性比率に地域格差が見られたことである。前述したように、選挙区で当選した女性議員は少ない。その選挙区の内訳は、表7に示したように、ソウル市8名、京畿道4名、大邱市1名、全羅北道1名となっており<sup>(33)</sup>、選挙区で当選した14名の女性議員は、大半がソウルや京畿といった首都圏の選挙区選出である<sup>(34)</sup>。選挙区選出の女性議員は首都圏、特にソウルに集中している一方、

選挙区で女性議員を1人も選出していない地域も多い。

候補者についても、地域によって、女性比率に差が見られる。ソウル市や、大田市を除く各広域市など、一部の地域では、女性比率が高い傾向が見られるものの、他の地域では候補者における女性比率は低調である。総じて女性は、当選はおろか、立候補することすら難しい状況であるが、首都圏以外の選挙区ではそれが顕著である。

第4に、女性候補者同士が対決する選挙区が3か所あったことである<sup>(35)</sup>。主要政党の候補者がともに女性である場合には、いずれが当選しても女性議員が誕生することになるため、

(31) 「4.9 총선 이후 / 여성 당선자 41 명 ‘역대 최다’ 지역구 14 명 비례대표 27 명」(4・9総選挙以後 / 女性当選者41名「歴代最多」選挙区14名 比例代表27名) 『世界日報』2008.4.11.

(32) 「현장을 뛰어 표로 이겼다 14 명의 지역구女전사들」(現場を走って票で勝った。14名の選挙区女戦士たち) 『週刊朝鮮』2008.4.28, pp.17-18. 朴槿恵氏については、以下の日本語の雑誌でも取り上げられている。「混迷の時代を率いる—31人の肖像 (働きウーマン—世界は女性を中心に回りはじめた!)」 『週刊東洋経済』6126号, 2008.2.9, p.42.

(33) 「4.9 총선 이후 / 134 명이 첫 금배지」(4・9総選挙以後 / 134名が初の金バッジ) 『東亜日報』2008.4.11.

(34) 金 前掲注(17), p.13.

(35) 「18 대 총선 / 여성 당선자들」(18代総選挙 / 女性当選者たち) 『京郷新聞』2008.4.10.

女性議員数の増加という点で、女性候補者同士が対決することについては、肯定的な見方がある<sup>(36)</sup>。

第5に、女性団体の活動が低調だったことである。前回2004年の国会議員選挙では、女性団体の活動が目立ち、女性関連政策の実現を迫ったり、国会議員に望ましいと考える女性候補者の名簿を発表し、各党に対し、公認を働きかけたりした<sup>(37)</sup>。こうした女性団体の活発な活動が、女性議員大幅増の原動力となった。一方、2008年の国会議員選挙では、女性団体の活動は低調だったと言われている<sup>(38)</sup>。その理由として、国会議員選挙が2007年12月に行われた大統領選挙の直後であり、時間的な余裕がなかったことなどが指摘されている<sup>(39)</sup>。2008年の国会議員選挙では、女性候補者に対する女性団体の支援が十分でなかったことから、2008年の国会議員選挙を失敗と総括している女性団体幹部の発言もある<sup>(40)</sup>。

なお、女性議員の経歴別の内訳は表8のようになっている。政官界、法曹界出身者が多いことが分かる。また、比例代表の方がより多様な分野の出身者が議員となっている。比例代表は、多様な分野の専門家が国会に進出

するルートとなっていることがうかがえる。

### (3) 女性議員の国会活動に対する評価

2004年の国会議員選挙によって女性議員数が大幅に増加したことはすでに述べたが、女性議員は数が増加しただけでなく、その国会活動に対しても高い評価を受けている<sup>(41)</sup>。

韓国の国会では、法律案は議員発議と政府提出とによるものがあるが、第17代国会における議員発議の法案件数は、女性議員の方が多かったという指摘がある。ソウル市女性家族財団が、2008年4月の国会議員選挙の前の時点までにまとめたところによると、女性議員が発議した法案の件数は1,077件であった。全体の5,704件のうち、女性議員による発議が18.9%を占めたことになる。議員一人当たりの発議件数は、男性17.8件に対し、女性27.6件であり、女性は男性の1.6倍となっている<sup>(42)</sup>。

また、女性議員が増加した第17代国会では、少子化対策や戸主制廃止など、女性関連の法律案の発議件数が増加したことや、女性議員が多い委員会からより積極的な女性関連法律案が発議される傾向が見られたこと、より多様な女性政策が採り上げられるようになった

(36) 金姫廷(キム・ヒジョン)氏(第17代国会のハンナラ党議員)の発言。韓国女性政策研究院編 前掲注(17), p.23. 一方、同フォーラムで、韓国女性政策研究院の金元洪研究委員は「女性候補者同士の競争を政党が誘導することは好ましいとは言えない」と述べている。金 前掲注(17), pp.13-14.

(37) 山本 前掲注(7), p.88; 春木 前掲注(16), pp.180-183.

(38) 金 前掲注(17), p.15.

(39) 「『여성 정치세력화』 아직 먼 길」(『女性政治勢力化』まだ遠い道)『世界日報』2008.4.3.

(40) 「[중계석] “여성계의 18대 총선은 실패”」([中継席]「女性団体の18代総選挙は失敗」)『ソウル新聞』2008.4.25.

(41) 女性議員の活動を評価する女性団体のシンポジウムも行われている。「17대 국회 여성의원 성인지 의정활동 평가」(17代国会議員性認知議会活動評価)『女性新聞』2008.2.22. <<http://www.womennews.co.kr/news/view.asp?num=35699>>

(42) ソウル市女性家族財団「報道資料」2008.4.7, pp.1-2. <[http://www.seoulwomen.or.kr/nhp/intro/activity/data\\_view.jsp?regNo=1229240349035](http://www.seoulwomen.or.kr/nhp/intro/activity/data_view.jsp?regNo=1229240349035)> これについては、以下の新聞記事でも紹介された。「17대 국회 법안 발의, 의원 1.6 배」(女性議員法律案発議、男性議員の1.6倍)『한겨레』(ハンギョレ)2008.4.7.

(43) 金元洪ほか「한국 여성정책 의제의 변화와 확대 :17대 국회 전반기 입법활동을 중심으로」(韓国女性政策議題の変化と拡大：17代国会前半期立法活動を中心に)『女性研究』74, 2008.6, pp.162-164.

表 8 第 18 代国会における女性議員の経歴別内訳

	合計	選挙区					比例代表				
		人数	議員名	(読み)	政党	当選回数	人数	議員名	(読み)	政党	当選回数
法曹界	8	5	羅 璽 金 映 鄭 美 趙 培 秋 美	ナ・ギョンウォン キム・ヨンソン チョン・ミギョン チュ・ベスク チュ・ミエ	ハンナラ ハンナラ ハンナラ 民主 民主	2回 4回 1回 3回 3回	3	全 賢 姫 李 玲 愛 李 正 姫	チョン・ヒョニ イ・ヨンエ イ・ジョンヒ	民主 自由先進 民主労働	1回 1回 1回
政官界	9	3	朴 權 恵 全 在 姫 朴 順 子	パク・クネ チョン・ジェヒ パク・スンジャ	ハンナラ ハンナラ ハンナラ	4回 3回 2回	6	金 玉 伊 申 樂 均 朴 仙 淑 金 裕 貞 宋 永 仙 丁 英 姫	キム・オギ シン・ナツキユン パク・ソンスク キム・ユジョン ソン・ヨンソン チョン・ヨンヒ	ハンナラ 民主 民主 民主 親朴連帯 親朴連帯	1回 2回 1回 1回 2回 1回
女性運動界	5	1	李 美 卿	イ・ミギョン	民主	4回	4	李 貞 善 金 錦 來 金 相 姫 郭 貞 淑	イ・ジョンソン キム・グムネ キム・サンヒ クァク・ジョンスク	ハンナラ ハンナラ 民主 民主労働	1回 1回 1回 1回
企業・金融界	3						3	趙 允 旋 裴 恩 姫 李 成 男 崔 英 姫	チョ・ユンソン ベ・ウニ イ・ソンナム チェ・ヨンヒ	ハンナラ ハンナラ 民主	1回 1回 1回
言論界	3	2	田 麗 玉 朴 映 宣	チョン・ヨオク パク・ヨンソン	ハンナラ 民主	2回 2回	1	李 恩 宰 孫 淑 美 鄭 玉 任 朴 宣 映	イ・ウンジェ ソン・スンミ チョン・オギム パク・ソニョン	ハンナラ ハンナラ ハンナラ 自由先進	1回 1回 1回 1回
学 界	7	3	李 惠 薫 陳 壽 姫 朴 英 娥	イ・ヘフン チン・スヒ パク・ヨンア	ハンナラ ハンナラ ハンナラ	2回 2回 1回	4	李 愛 珠 全 惠 淑	イ・エジュ チョン・ヘスク	ハンナラ 民主	1回 1回
医 学 界	2						2	姜 命 順 金 小 南 梁 貞 禮* 金 乙 東	カン・ミヨンスン キム・ソナム ヤン・ジョンネ キム・ウルドン	ハンナラ ハンナラ 親朴連帯 親朴連帯	1回 1回 1回 1回
そ の 他	4						4				
合計	41	14					27				

\* 選挙法違反により 2009 年 5 月 14 日に議員職剥奪。  
 (出典) 『週刊朝鮮』 2008.4.28, p.15. 等を基に筆者作成

ことなどについての分析がある<sup>(43)</sup>。

さらに、女性が委員長を務める国会の常任委員会が増加し、国会の役職における女性の進出も進行している。このことは、以前に比べ強化された女性の代表性の反映であると指摘されている<sup>(44)</sup>。

## 2 閣僚等

李明博政権が発足するに当たり、大統領選

挙後の 2007 年 12 月、大統領職引継ぎ委員会<sup>(45)</sup>の委員長には、韓国の名門女子大学である淑明女子大学の李慶淑（イ・ギョンスク）総長（当時）が就任した<sup>(46)</sup>。大統領職引継ぎ委員会の委員長に女性が選任されたのは初めてのことであった。

また、李明博大統領は、2008 年 2 月 25 日の就任演説で、「女性は市民社会と国家発展の堂々たる主役です。女性の社会参加は、社会を

(44) 金元洪「제 18 대 여성의원 의정활동의 방향과 과제」(第 18 代女性議員議會活動の方向と課題)『젠더리뷰』(ジェンダーレビュー) 10, 2008. 秋, p.7.

(45) 大統領職引継ぎ委員会は、大統領当選人を補佐し、大統領職の引継ぎに関する業務を担当することが、大統領職引継ぎに関する法律第 6 条に規定されている。

(46) 「윤석 락러난 인수위 / 첫 여성 인수위원장 이경숙 임명」(輪郭現れた業務引継ぎ委員会 / 初めての女性引継ぎ委員長李慶淑任命)『国民日報』 2007.12.26.



成熟させます。両性平等政策を推進し、市民権と社会権の拡張に取り組みます。より多くの女性が意思決定の地位に就くよう、機会を増やし、関連制度を改善します」<sup>(47)</sup>と述べ、これまでの大統領に比べ、女性に言及した部分が多かった<sup>(48)</sup>。

しかし、李明博政権発足時の女性閣僚は、邊道潤(ピョン・ドユン)女性部長官の1名にとどまった<sup>(49)</sup>。

その後、2008年7月の内閣改造で保健福祉家族部長官にハンナラ党の全在姫(チョン・ジェヒ)議員が就任し、女性の長官は2名となった。保健福祉家族部は、女性政策担当部署以外の政府組織としては初めて、長官、次官ともに女性が占めることとなった<sup>(50)</sup>。

しかし、李明博政権では、大統領府においても、首席秘書官級以上12名の中に、1名も女性がいないなど、女性の登用に積極的であるとは言いがたい。前政権の盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権では、2003年2月の政権発足時に康錦実(カン・グムシル)法務部長官など4名の女性長官が誕生し<sup>(51)</sup>、また、2006年4月には、女性部や環境部の長官を務めた韓明淑(ハン・ミョンスク)氏が女性では初めて国務総理<sup>(52)</sup>に任命されたことに比べると、政治的要職における女性の比重が後退したとの指摘がある<sup>(53)</sup>。

### 3 政党

#### (1) 政党別女性国会議員数

2008年の国会議員選挙における政党別当選者数は表9のとおりである。各党の比例代表選出議員の半数以上を女性が占めているのは、前述したように、比例代表では、候補者のうち50%以上を女性とし、なおかつ候補者名簿の奇数順位に女性を登載しなければならないという公職選挙法の規定のためである。

しかし、少数政党の中には、これらの規定を守らなかった政党もある。例えば、創造韓国党は、比例代表で2名が当選しているが、女性の当選者はいなかった。これは、同党の候補者名簿では1位から4位までが男性となっていたためである。また同党の12名の比例代表候補者のうち、女性は3名しかいなかった。

前述した公職選挙法の規定にも関わらず、このようなことが生ずるのは、この規定の実効性が十分に担保されていないからである。公職選挙法は、地方議員選挙については、この規定を順守しなかった場合、選挙管理委員会が候補者登録を受理することができないと規定しているが、国会議員選挙については、そこまでは規定していない。このように、少数政党の中に、クオータ制を守らない政党があることは、クオータ制の限界の一つとして問題視されてい

(47) 青瓦台ホームページ「大統領就任辞」〈[http://www.president.go.kr/kr/president/speech/speech\\_view.php?uno=6&article\\_no=2&board\\_no=P04&search\\_key=&search\\_value=&search\\_cate\\_code=&order\\_key1=1&order\\_key2=1&cur\\_page\\_no=1&cur\\_year=2008&cur\\_month=02](http://www.president.go.kr/kr/president/speech/speech_view.php?uno=6&article_no=2&board_no=P04&search_key=&search_value=&search_cate_code=&order_key1=1&order_key2=1&cur_page_no=1&cur_year=2008&cur_month=02)〉

(48) 「한국여성단체연합, 새 정부가 해야 할 20대 여성정책 발표」(韓国女性団体連合、新政府がしなければならない20大女性政策発表)『世界日報』2008.3.13.

(49) 「[권태선 칼럼] 이명박 정부엔 여성이 없다」(「クォン・テソンコラム」李明博政権には女性がいない)『한겨레』(ハンギョレ)2008.3.4.

(50) 「7.7 부분 개각 / 非여성업무 부처 첫 ‘여성 장관’ 탄생」(7・7部分内閣改造 / 非女性業務部署初の「女性長官・次官」誕生)『東亜日報』2008.7.8.

(51) 春木 前掲注(16), pp.162-163. ただし、盧武鉉政権末期には、女性の長官は張夏眞(チャン・ハジン)女性家族部長官の1名のみであった。「[사설] 아직도 요원한 한국의 남녀평등」(「社説」まだはるかに遠い韓国の男女平等)『韓国日報』2007.11.10.

(52) 国務総理については、大韓民国憲法第86条に規定されている。国務総理は、国会の同意を得て、大統領が任命する。また、国務総理は、大統領を補佐し、行政に関して大統領の命を受け、行政各部を統括する。

(53) 「[이명박 1년] 210명중 여성은 4명뿐 ‘고위직 여성 소외」(「李明博1年」210名中女性は4名だけ。「高位職女性疎外」)『京郷新聞』2009.2.23.

表9 2008年国会議員選挙の政党別当選者数

	選挙区				比例代表				計			
	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
ハンナラ党	121	10	131	7.6%	11	11	22	50.0%	132	21	153	13.7%
統合民主党	62	4	66	6.1%	7	8	15	53.3%	69	12	81	14.8%
自由先進党	14	0	14	0.0%	2	2	4	50.0%	16	2	18	11.1%
民主労働党	2	0	2	0.0%	1	2	3	66.7%	3	2	5	40.0%
創造韓国党	1	0	1	0.0%	2	0	2	0.0%	3	0	3	0.0%
親朴連帯	6	0	6	0.0%	4	4	8	50.0%	10	4	14	28.6%
無所属	25	0	25	0.0%	-	-	-	-	25	0	25	0.0%
合計	231	14	245	5.7%	27	27	54	50.0%	258	41	299	13.7%

(出典) 『国会議員選挙総覧(第18代)』中央選挙管理委員会, pp.248-249, 『週刊朝鮮』2008.4.28, p.15. 等を基に筆者作成

る<sup>(54)</sup>。

選挙区については、前述したように、公職選挙法に30%以上の選挙区で女性を公認することに関する努力規定があるものの、2008年の国会議員選挙における各党の女性候補者数は、民主労働党46名(18.7%)、ハンナラ党18名(7.3%)、統合民主党15名(6.1%)であった。各党の選挙区における女性候補者数が多いとは言えない中、民主労働党のみ、候補者を擁立した選挙区の30%以上で、女性の候補者を公認した。民主労働党は、民主労働党選挙管理規程第18条第2項で、各種選挙における選挙区の候補者の30%以上を、女性に割り当てることを定めている<sup>(55)</sup>。しかし、選挙区において民主労働党の女性候補者は全員が落選した。

ハンナラ党では、2008年の国会議員選挙を前にして、ハンナラ党の女性議員の集まりである「女性前進ネットワーク」が、記者会見を行い、30%以上の選挙区において女性候補者を公認すべきと主張したが、実現しなかった<sup>(56)</sup>。

このように、民主労働党を除く各党は、選

挙区における女性候補者の公認に積極的とは言えず、それが選挙区選出の女性議員数が少ないことの要因となっている。

## (2) 女性の政党活動への参加の保障

主要政党は、党の規則に女性の政治参加に留意した規定を置き、女性の政党活動への参加を保障している。

与党ハンナラ党の党憲<sup>(57)</sup>には、女性に関連して、次のような内容が定められている。

- ① 女性の代表性の確保のために、代議員や選挙人団の50%、党の主要役員や各種委員会の30%は女性で構成する。各種選挙の選挙区における候補者の30%を女性が占めるようにする(第6条第6項)。
- ② 最高委員の選挙において、最高得票者が代表最高委員となり、2位から5位の者が最高委員となる。ただし、5位までの得票者に女性が1名もいない場合には、5位得票者の代わりに、女性候補者中、最多得票者が最高委員となる(第27条第1項)。
- ③ 党に対する女性の支持拡大、女性の政治参加拡大や女性の権益向上のための総合対策を

<sup>(54)</sup> 金 前掲注(17), p.14; 金元洪「18대 총선과 여성의 정치참여 현황 및 향후 과제」(18代総選挙と女性の政治参加現況及び今後の課題)『한국국제정치학회 학술대회 발표논문집 2008 건국 60주년 기념 공동학술회의 여성 정치패널』(韓国国際政治学会学術大会発表論文集2008建国60周年記念共同学術会議女性政治パネル)2008, p.73.

<sup>(55)</sup> 民主労働党党規〈<http://www.kdip.org/platform>〉民主労働党の取り組みについては、金 前掲注(17), p.14.にも言及がある。全選挙区の30%ではなく、候補者を擁立した選挙区の30%である点に留意。

<sup>(56)</sup> 「“지역구 공천 여성할당 30% 의무화해야”」(「選挙区公認女性割当30%義務化すべき」)『東亜日報』2008.2.11.

<sup>(57)</sup> ハンナラ党党憲〈[http://www.hannara.or.kr/ohannara/hannara/hannara\\_03.jsp](http://www.hannara.or.kr/ohannara/hannara/hannara_03.jsp)〉「党憲」は党の最上位の規則。

樹立し、これを効率的に推進するために、女性委員会を置く（第53条第1項）。

上記のうち、①の「各種選挙の選挙区における候補者の30%を女性が占めるようにする」については、前述したように、ハンナラ党は30%以上の選挙区において女性を公認することは行っておらず、実現していないのが現状である。

一方、野党の民主党は、党憲<sup>(58)</sup>で次のようなことを定めている。

- ① 女性の政治参加を保障し、実質的な両性平等を具現し、女性党員の地位と権利に対し特別に配慮する（第7条第1項）。党の主要役員や委員会の構成、公職選挙の候補者公認においては、女性党員が30%以上含まれるよう、努力しなければならない（第7条第2項）。
- ② 代議員などの30%以上は女性を含めなければならない（第12条第4項）。
- ③ 党務執行に関する最高責任機関であり、党代表などの党幹部で構成される最高委員会には女性を1名以上、必ず含めなければならない（第24条第4項）。
- ④ 女性組織の拡大と政治参加拡大、女性の地位向上、女性政策立案などを管掌するため最高委員会の下に全国女性委員会を置く（第34条第1項）。全国女性委員会の下に女性政治家の発掘、育成、女性人材管理システムを構築するための機構を、党代表が最高委員会の議決を経て設置することができる（第34条第2項）。
- ⑤ 各種公職選挙の公認候補者審査に当たっては、女性に対し、障害者などと並んで特別な配慮をしなければならない（第94条第3項）。
- ⑥ 党内予備選挙で公職選挙の公認候補者を選

出する場合、党内予備選挙に参加する女性候補者に対しては、一定比率の加算点を付与する（第96条第3項）。

党の幹部に女性が含まれなければならないことが規定されているのはハンナラ党、民主党とも、同様である。こうしたことと関連し、近年、各党の代表や党幹部に女性が増加していることが注目されている<sup>(59)</sup>。

- (3) 2007年の大統領選挙を前にした各党の候補者選挙への立候補

2007年の大統領選挙に先立ち、主要政党では、大統領候補者を選出する党内予備選挙を行った。そこでは、女性も立候補したが、いずれも落選している。

ハンナラ党では、2007年8月に行われた党内予備選挙で、党代表などを務めた朴槿恵氏が、前ソウル市長で、現大統領の李明博氏に敗れた。朴槿恵氏は、各種世論調査において、次期大統領として、李明博氏に次ぐ支持を得ていた。党内予備選挙では、党員の投票では李明博氏より多く得票したが、ハンナラ党の大統領候補者選出においては、世論調査の結果も反映されなかったため、李明博氏に敗れることになった<sup>(60)</sup>。

大統合民主新党では、2007年8月に始まった党内予備選挙に、盧武鉉政権で女性初の国務総理を務めた韓明淑氏が立候補した。同党では、当初9名の候補者が立候補したので、第1段階として、選挙人団と一般国民を対象とした世論調査を行い、候補者を5名に絞った<sup>(61)</sup>。この第1段階では、韓明淑氏は5位となり、第2段

<sup>(58)</sup> 民主党党憲 <<http://www.minjoo.kr/2th/about/file03.php>>

<sup>(59)</sup> 山下 前掲注(16), p.33.

<sup>(60)</sup> 浅羽祐樹「한국에서의 대선후보선출과 정당정치: 제17대 대선을 중심으로」(韓国における大統領候補選出と政党政治: 第17代大統領選挙を中心に)『韓国政治研究』17(1), 2008, pp.130-132.

<sup>(61)</sup> 同上, p.125; 이동윤 (イ・ドンユン)「정당의 후보선출제도와 정당정치 문제점: 제17대 대통령선거를 중심으로」(政党の候補選出制度と政党政治の問題点)『韓国政党学会報』12号, 2008.2, pp.14-16.



階に進出できることとなったが、党内の親盧武鉉グループの候補者を一本化するために、立候補を辞退し、李海瓚（イ・ヘチャン）氏を支持することとした<sup>(62)</sup>。

民主労働党では、2007年9月の党内予備選挙に、女性候補者の沈相ジョン（シム・サンジョン）氏が立候補した。1次投票では過半数を得た候補者がいなかったため、権永吉（クォン・ヨンギル）氏との決選投票となった。決選投票で沈相ジョン氏は、1次投票よりも高い得票率を得たが、権永吉氏に及ばなかった<sup>(63)</sup>。

これまでの大統領選挙では、いずれの政党においても、女性が大統領候補者となることはなかった。2007年の大統領選挙においても、各党において、女性が大統領候補者に名乗りを上げたものの、いずれも党内予備選挙で敗北し、女性の大統領候補者は誕生しなかった。これについて、政治における男女平等が達成されていないとする指摘も見られる<sup>(64)</sup>。

#### 4 地方自治体

地方議員の選挙についても、国会と同様、比例代表では50%のクォータ制が導入されており、比例代表部分の女性比率は高いが、選挙区では、国会と同じく30%のクォータ制が努力規定に過ぎないため、5%に満たない低い水準にとどまっている（表10-1, 10-2, 11-1, 11-2参照）。

とはいえ、直近の2006年の統一地方選挙は、女性の進出が目立つものであった。

2005年の公職選挙法改正により、基礎自治体議会の選挙制度が変更され、国会や広域自治

体議会と同様、選挙区と比例代表で選出されることとなった<sup>(65)</sup>。比例代表では、50%のクォータ制が適用されるようになり、2006年の統一地方選挙では、それまで2%台だった基礎自治体議会における女性議員比率は、15%台へと大幅に伸びた。

選挙区においても、広域、基礎自治体議会ともに、女性の候補者、当選者の比率が上がった。一定割合以上の選挙区で女性候補者を公認した政党に支給される女性公認補助金が、この選挙で制度導入以来初めて支給されている。

女性首長は、表12,13に示したように、広域自治体にはおらず、基礎自治体でも僅少（3名、1.3%）であるが、2006年の統一地方選挙では、ソウルなどで女性区長が誕生したことが注目を集めた<sup>(66)</sup>。また、落選したものの、ソウル市長に法務部長官を務めた康錦実氏が立候補するなど、広域自治体長選挙に立候補する女性も増加し、以前とは変化が見られた<sup>(67)</sup>。

#### Ⅲ 女性の政治参加をめぐる課題

これまで、韓国における女性の政治参加拡大のための法制度と、その下での、女性の政治参加の現状について概観してきた。クォータ制などの、女性の政治参加拡大のための法制度の導入は、一定程度の女性議員数の増加をもたらした。女性の政治的代表的性の向上に効果があったと言えよう。その一方で、前述したように、依然として、韓国の国会議員における女性比率は、世界水準と比べれば低い状況にある。ここでは、

(62) イ 同上, pp.15-16. なお、韓明淑氏は2008年の国会議員選挙では落選した。

(63) 浅羽 前掲注(60), pp.133-134; イ 同上, pp.19-21. なお、沈相ジョン氏は、大統領選挙後、民主労働党の非常対策委員長を務めていたが、民主労働党を離党して2008年3月、進歩新党を結成し共同代表に就任した。2008年の国会議員選挙では落選した。

(64) 「[뉴스룸에서] 한민수 / 여성 정치인」([뉴스룸から]ハン・ミンス / 女性政治家)『国民日報』2007.10.25; 『韓国日報』前掲注(51)

(65) この経緯については、元吉宏「韓国の基礎自治体議会—女性議員進出元年—」『外国の立法』231号, 2007.2, pp.165-168. も参照。

(66) 「선택 5.31 / 여성구청장 3명 탄생」(選抉5・31 / 女性区庁長3名誕生)『東亜日報』2006.6.1.

(67) 「민선 여성단체장」(民選女性団体長)『ソウル新聞』2006.6.2.



表 10-1 広域自治体議会議員選挙における男女別当選者数

選挙年		選挙区				比例代表				計			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1995	第1回	862	13	875	1.5%	53	42	95	44.2%	915	55	970	5.7%
1998	第2回	602	14	616	2.3%	47	27	74	36.5%	649	41	690	5.9%
2002	第3回	595	14	609	2.3%	24	49	73	67.1%	619	63	682	9.2%
2006	第4回	623	32	655	4.9%	21	57	78	73.1%	644	89	733	12.1%

(出典) 『全国同時地方選挙総覧(第1回～第4回)』中央選挙管理委員会を基に筆者作成

表 10-2 広域自治体議会議員選挙における男女別候補者数

選挙年		選挙区				比例代表				計			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1995	第1回	2,409	40	2,449	1.6%	99	79	178	44.4%	2,508	119	2,627	4.5%
1998	第2回	1,534	37	1,571	2.4%	126	54	180	30.0%	1,660	91	1,751	5.2%
2002	第3回	1,483	48	1,531	3.1%	93	116	209	55.5%	1,576	164	1,740	9.4%
2006	第4回	1,961	107	2,068	5.2%	75	136	211	64.5%	2,036	243	2,279	10.7%

(出典) 『全国同時地方選挙総覧(第1回～第4回)』中央選挙管理委員会を基に筆者作成

表 11-1 基礎自治体議会議員選挙における男女別当選者数

選挙年		選挙区				比例代表*				計			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1995	第1回	4,469	72	4,541	1.6%	-	-	-	-	4,469	72	4,541	1.6%
1998	第2回	3,433	56	3,489	1.6%	-	-	-	-	3,433	56	3,489	1.6%
2002	第3回	3,408	77	3,485	2.2%	-	-	-	-	3,408	77	3,485	2.2%
2006	第4回	2,403	110	2,513	4.4%	49	326	375	86.9%	2,452	436	2,888	15.1%

\* 基礎自治体議会における比例代表は2006年の第4回選挙から導入された。

(出典) 『全国同時地方選挙総覧(第1回～第4回)』中央選挙管理委員会を基に筆者作成

表 11-2 基礎自治体議会議員選挙における男女別候補者数

選挙年		選挙区				比例代表*				計			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1995	第1回	11,764	206	11,970	1.7%	-	-	-	-	11,764	206	11,970	1.7%
1998	第2回	7,614	140	7,754	1.8%	-	-	-	-	7,614	140	7,754	1.8%
2002	第3回	8,151	222	8,373	2.7%	-	-	-	-	8,151	222	8,373	2.7%
2006	第4回	7,604	391	7,995	4.9%	275	750	1,025	73.2%	7,879	1,141	9,020	12.6%

\* 基礎自治体議会における比例代表は2006年の第4回選挙から導入された。

(出典) 『全国同時地方選挙総覧(第1回～第4回)』中央選挙管理委員会を基に筆者作成

表 12 広域自治体長選挙における男女別当選者数・候補者数

選挙年		当選者				候補者			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1995	第1回	15	0	15	0.0%	54	2	56	3.6%
1998	第2回	16	0	16	0.0%	40	0	40	0.0%
2002	第3回	16	0	16	0.0%	55	0	55	0.0%
2006	第4回	16	0	16	0.0%	62	4	66	6.1%

(出典) 『全国同時地方選挙総覧(第1回～第4回)』中央選挙管理委員会を基に筆者作成

表 13 基礎自治体長選挙における男女別当選者数・候補者数

選挙年		当選者				候補者			
		男	女	計	女性比率	男	女	計	女性比率
1995	第1回	229	1	230	0.4%	939	4	943	0.4%
1998	第2回	232	0	232	0.0%	669	8	677	1.2%
2002	第3回	230	2	232	0.9%	742	8	750	1.1%
2006	第4回	227	3	230	1.3%	825	23	848	2.7%

(出典) 『全国同時地方選挙総覧(第1回～第4回)』中央選挙管理委員会を基に筆者作成

女性の政治参加をめぐる課題について指摘しておく。なお、ここで指摘する選挙制度等の問題は、国会を念頭においているが、地方議会についても、選挙区と比例代表を組み合わせた選挙制度を採用しており、基本的に同様のことが言えるであろう。

### 1 比例代表部分の割合の低さ

一般的に、小選挙区制よりも、比例代表制の方が女性候補に有利であると考えられている<sup>(68)</sup>が、韓国の場合、比例代表部分では50%のクォータ制を導入しており、名簿の奇数順位に女性が登載されるようになってきているため、確実に半数以上が女性になるような制度設計になっている。とはいえ、比例代表部分の議席数は、全体の2割以下に過ぎず、その効果は限定的なものにとどまらざるを得ない。しかし、比例代表部分の議席数の拡大や、比例代表における女性割当の50%以上への引き上げといった方策の実現は難しいと考えられている<sup>(69)</sup>。

なお、前述したように、比例代表で選出された議員は、慣例的に原則一期限りとなっているため、それ以後も引き続き議員にとどまらうとすれば、選挙区から立候補する必要がある。しかし、政党は選挙区における女性候補者の公認に積極的ではなく、選挙区から女性が立候補することは難しい状況となっている。そのため、大半の女性議員が比例代表選出の当選1回の議員であり、選挙区に転出して複数回当選した議員は少ない。議員の党内における発言力は、当選回数に比例することを考えると、現在のような状況では、影響力を持てる女性議員はごく少数に限られる<sup>(70)</sup>。

### 2 選挙区における女性候補者の少なさ

女性議員が増加しない最大の要因は、選挙区において女性の候補者が少ないことにある。その理由としては、以下の事項が挙げられる。

#### (1) 努力規定に過ぎない選挙区における30%クォータ制

比例代表部分では、50%のクォータ制を導入している一方、選挙区については、30%以上の選挙区における女性候補者の公認が努力規定に過ぎない。そのため、各党はこの規定を守らず、女性の候補者が増加しないという状況である。

なお、現行制度では、選挙区における30%クォータ制を遵守した政党には追加で政党助成金を支給することになっているが、女性団体などは、2004年の法改正時、選挙区における30%クォータ制を努力規定ではなく義務規定とし、政党助成金についても、遵守した場合の追加支給ではなく、遵守しなかった場合には減額する方式を主張していた。この方が、より効果のあるものになるからである<sup>(71)</sup>。

前述したように、2005年の政治資金法改正により、女性公認補助金の支給要件が緩和されたこともあり、2008年の国会議員選挙では、選挙区における女性候補者が増加したが、10%程度にとどまっている。

2007年2月には、ハンナラ党の文姫議員などの発議により、選挙区における30%クォータ制を努力規定から義務規定に変更する公職選挙法改正案が提出された<sup>(72)</sup>。この案では、政党が選挙区において公認する候補者総数の30%以上が女性でなかった場合、選挙管理委員会は候補者登録を受理できず、候補者登録をし

(68) 御巫由美子『女性と政治』（シリーズ21世紀の政治学 6）新評論、1999、p.100.

(69) 高安 前掲注(16)、p.146.

(70) 同上、p.147.

(71) 山本 前掲注(7)、p.88.

(72) 「公職選挙法一部改正法律案」（文姫議員代表発議）2007.2.23. これについては、高安 前掲注(16)、pp.146-147.でも言及されている。

た後で、女性候補者の比率に違反した事態が生じた場合、候補者登録が無効となることが定められていた。女性議員が比例代表選出に偏っている状況を改善し、多選が可能な選挙区選出の女性議員を増やすことが目指された<sup>(73)</sup>が、2008年5月、任期満了により、廃案となった<sup>(74)</sup>。同法案を所管した政治関係法特別委員会の専門委員による検討報告書には、選挙区における候補者総数の30%以上を女性とすることを政党に義務付けることについて、「政党の結社の自由を考慮して慎重に決定しなければならない」という検討意見が記されている<sup>(75)</sup>。なお、選挙区における候補者総数の30%以上を女性としなかった場合、その政党の候補者登録全体が無効となるのかについては、同法案では不明確であるとされ、国会の委員会における議論の論点となった<sup>(76)</sup>。

また、選挙区における30%クォータ制を義務化しても、当選が不可能な地域に女性を公認する可能性もあり、各党における取り組みが重要であるという指摘もある<sup>(77)</sup>。こうした状況で、選挙区における30%クォータ制を義務規定とするのは難しいと考えられる。

## (2) 党内の候補者決定過程

選挙区における女性の候補者が少ない理由の一つとして、政党の公認候補者決定過程の問題が挙げられる。

候補者決定は、党の公認審査委員会で行われるが、その委員に女性が少ないことが問題視されている<sup>(78)</sup>。

また、近年、党内予備選挙によって、候補者を選出する事例が増加している。これにより、党内予備選挙に勝利さえすれば、女性候補者が選挙区で政党の公認を得ることができるようになったとも考えられるが、女性が党内予備選挙で勝利することは難しいのが現状である。党内予備選挙で勝利するためには、組織力、資金力、知名度などが重要であり、これらの点で男性より不利な女性にとって、党内予備選挙での勝利は高いハードルとなっているのである<sup>(79)</sup>。

## おわりに

本稿では、韓国の近年のクォータ制をめぐる動きや選挙における女性の政治進出の状況などについて述べてきた。クォータ制の強化が奏功し、女性議員が増加しつつあるものの、世界水準からすれば、まだ低い状況にあることに変わりはない。今後、韓国における女性の政治参

(73) 「『지역구 30% 여성공천』 법안 첫 발의」(「選挙区 30%女性公認」法案初発議)『女性新聞』2007.2.9. <<http://www.womennews.co.kr/news/view.asp?num=32531>>

(74) 大韓民国国会ホームページ「立法コンテンツ検索システム」<[http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC\\_S0B7Y0D2K2H6M1F8F1F2M1X6V2E5S8](http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_S0B7Y0D2K2H6M1F8F1F2M1X6V2E5S8)>

(75) 政治関係法特別委員会専門委員「公職選挙法一部改正法律案 国民投票法一部改正法律案検討報告書」2007.7, p.5. これについては、高安 前掲注(16), pp.146-147. でも言及されている。

(76) 「第 268 回国会(臨時会・閉会中) 政治関係法特別委員会会議録(公職選挙法第 2 小委員会)」第 1 号, 2007.7.25, pp.28-30.

(77) 『女性新聞』前掲注(73)

(78) 金 前掲注(17), p.13; 国会女性委員会 前掲注(28), p.127.

(79) 金元洪ほか『정당의 여성후보공천 확대방안에 관한 연구』(政党の女性候補公認拡大方案に関する研究) 韓国女性開発院, 2003, p.137. には、女性が党内予備選挙で勝てない理由として、政党の文化が女性候補者に合っていないことや、組織力、資金力不足が挙げられている。これについては、高安 前掲注(16), pp.145-146. でも言及されている。また、金元洪ほか『제 17 대 총선에서의 여성후보 선거과정과 향후 과제』(第 17 代総選挙における女性候補選挙過程と今後の課題) 韓国女性開発院, 2004, pp.143-144. でも、党内予備選挙において、組織力や知名度の影響が大きいことや、資金力が脆弱な女性にとって、党内予備選挙にかかる費用が大きな負担となっていることが述べられている。

加が、どう進展していくのかについて、制度の  
動向や選挙結果、女性議員の活動や女性団体の

取り組みを見据えながら、捉える必要があると  
思われる。

(やまもと けんたろう)